

# 特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書

提出 世田谷区長あて	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号	※区市町村ごとに異なります		
	フリガナ											新規の場合、納入書(要・不要)			
	名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
	代表者 職 氏名												氏名		
	法人番号													電話	-
給与所得者	フリガナ											旧 姓			
	氏 名												届 出 理 由	1. 入社( 月 日)したため 2. その他( )	
	生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日										普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [ 1・2・3・4・ ] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替は できません。		
	1月1日現在の 住 所	〒 -										特別徴収 開始予定月	月分( 月 日納期分)から 特別徴収を開始します。 ※開始月の設定については【注意事項】2を参照してください。		
	現在の住所	〒 -										月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※【注意事項】2を参照してください。		
	受給者番号 (任意)	[税額決定通知書に事業所独自の受給者番号を記載する必要がある場合は記入してください。]													

## 【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 [二重納付防止のため、未納付の納付書(納期未到来分)を添付してください。]  
 ※対象者が口座振替で納付していた場合や、納付済の納付書(領収書)は提出不要です。

区使用欄	月	円
	月	円
	切替計	円

## 【注意事項】

1. 納期限が過ぎている普通徴収分の税額は、特別徴収への切替ができません。ご本人が納めるように必ずお伝えください。

1期…6月30日	2期…8月31日
3期…10月31日	4期…1月31日

\*各納期限が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。

2. 税額変更通知書の送付は、区が届出書を受領してから最大3週間程度かかりますので、貴社の給与事務の集約日に間に合うよう、余裕のある開始月を設定してください。なお、月割額につきましては、できるだけ税額決定通知書にてご確認くださいませよう願いたします。
3. 本申請書が複数枚必要な場合は、コピーしてお使いいただくか、区のホームページからダウンロードしてご利用ください。

【提出先】〒154-8554 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 課税課 課税第1～3係